

核共有と非核三原則に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

令和六年十月一日

提出者 中 谷 一 馬

衆議院議長 額 賀 福 志 郎 殿

核共有と非核三原則に関する質問主意書

一 日本国は平和憲法のもと「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」という非核三原則の国是を堅持してきた。しかしながら石破茂総理大臣は、米国の核兵器を日本で運用する「核共有」は非核三原則に触れるものではないと述べている。

「核共有」は「持ち込ませず」の原則を形骸化させると考えるが、石破茂内閣は核を「持ち込まない」という非核の原則を見直す考えであるのか、否かの見解を示されたい。

二 核共有は、能力的にもNPT（核拡散防止条約）に鑑みても現実的ではなく、唯一の戦争被爆国として核廃絶を訴えてきたわが国の信頼を損なうことにもなると考えるが、如何か。石破茂内閣の見解を示されたい。

三 日本は唯一の戦争被爆国として、「核兵器のない世界」の実現に向け、不拡散・軍縮のための取組に積極的・能動的な役割を果たすべく、核兵器禁止条約にオブザーバー参加すべきと考えるが如何か。石破茂内閣の見解を示されたい。

四 非核三原則に関する議論は平和外交・安全保障など国民の生命と財産を守る活動に直結する極めて重要

な議論であることから、党利党略で衆議院の解散を優先するのではなく、国民の生活を第一に考え、国会ですっかりと議論を行うべきであると考えるが、石破茂内閣の見解を確認したい。

右質問する。